

電気料金種別定義書

[東京エリア]
ほっと5.0 安心プラン（電灯）

株式会社クローバー・テクノロジーズ

電気料金種別定義書【[東京エリア] ほっと5.0 安心プラン(電灯)】

(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気小売約款【低圧】(以下、「電気小売約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島(その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り)を除いた日本全国に適用します。なお、本定義書に定める料金は全て消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

本定義書は、2024年4月1日より実施するものとします。

2. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気小売約款によるものとします。

3. 適用条件

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

東京	契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
----	-----------------------------------

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4. 契約電流または最大需要容量

東京	イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
----	--

東京	<p>口</p> <p>当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
----	---

5. 電気料金

① 料金は、基本料金、従量料金

電気小売約款別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気小売約款別表3(電力会社燃料費調整額の算定)によって算定された燃料費調整額、電気小売約款別表5(容量拠出金相当額)によって算定された容量拠出金相当額は請求いたしません。

② 基本料金及び従量料金、その他料金については、本定義書別表1(電気料金)のとおりとします。

6. 契約電力の変更

① 当社が、お客さまからの契約電力または契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力または契約電流に基づく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

② お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力または契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力または契約電流を変更することはできません。

③ 契約電力または契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気小売約款に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

① 当社は、本定義書を変更する場合には、電気小売約款に準じます。

② 当社は、本定義書を廃止することがあります。

この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

③ 本定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気小売約款に準じます。

1. 電気料金

基本料金、電力量料金単価は、次のとおりとします。

● 四つ葉電力オリジナルメニュー（東京エリア限定）

ほっと5.0 安心プラン

種別・区分	単位	料金単価
基本料金	1契約	0.00 円
電力量料金	1 k Wh	45.00 円

ほっと5.0 安心プラン(42.8円)

種別・区分	単位	料金単価
基本料金	1契約	0.00 円
電力量料金	1 k Wh	42.80 円

契約電流が10A、15A、20A、30A、40A、50A、60Aで、照明器具(電灯)やコンセント等を使用するお客さま。照明器具(電灯)やコンセント等で使用する一般の電気機器(小型機器)の契約容量が6kVA以上であり、50kVA未満のお客さまに適用される契約種別です。

一般の電気機器のほとんどはこの小型機器になります。

小型機器とは具体的にはテレビ,洗濯機,冷蔵庫,エアコン等の単相100Vまたは200Vで使用する電気機器をいいます。

具体的には、家庭、商店、事務所、飲食店やご家庭等で電灯、小型機器を多く使われる場合などに適用しています。

- ① 毎年3月に価格の見直しをします
- ② 当社は変動費となる燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金、託送費は請求いたしません。
- ③ 弊社予定の供給量に達し次第お申込は受付中止させていただきます。(一般家庭約1000件程度)
- ④ 全く電気をご使用にならなかった(使用量が0kWh)の場合
ほっと5.0 安心プランは、最低料金として託送料金の月の基本料金の半額に20%を乗じた金額とします。

※ ほっと5.0 安心プラン(42.8円)については、供給開始より1年間限定とします。

1年後は、ほっと5.0 安心プランの単価に戻ります。

また、お申込みについては300世帯を限定とし、実施期間は2024年10月末までとします。

低圧区分注意事項

- ① 法令や制度、卸取引市場、我が国におけるエネルギーを取り巻く状況に当社想定を超える変更が生じた場合、事前告知なくご提案価格の変更、または契約条件の変更・解約させていただく場合がございます。
- ② 料金メニューの内容は毎年3月に更新し、翌4月1日から適用します。
その他の事項は電気小売約款に準じます。
- ③ 低圧区分の請求書発行は致しません。Web上で確認できます。
必要な場合は1件につき220円/月（税込）の事務手数料を別途いただきます。
- ④ 電気料金はすべて税込表示です。